

件名	愛媛県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	
主管課	子育て支援課	
根拠法令等	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号） 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年3月27日号外内閣府令第27号）	
内容	【制定の概要】	
	1 制定の趣旨 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、愛媛県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を行うものである。	
	2 条例の概要	
	(1) 趣旨	(17) 食事
	(2) 最低基準の目的等	(18) 児童及び職員の健康状態の把握等
	(3) 一時保護施設の一般原則	(19) 一時保護施設内部の規程
	(4) 非常災害対策	(20) 一時保護施設に備える帳簿
	(5) 安全計画の策定等	(21) 秘密保持等
	(6) 自動車を運行する場合の所在の確認	(22) 苦情への対応
	(7) 職員の一般的要件	(23) 設備の基準等
	(8) 職員の知識及び技能の向上等	(24) 職員
	(9) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの職員の基準	(25) 夜間の職員配置
	(10) 入所した児童を平等に取り扱う原則	(26) 一時保護施設の管理者等
	(11) 児童の権利擁護	(27) 児童指導員及び心理療法担当職員の資格
	(12) 児童の権利の制限	(28) 学習指導員の資格
	(13) 児童の所持品等	(29) 養護
	(14) 虐待等の禁止	(30) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等
(15) 業務継続計画の策定等	(31) 関係機関との連携	
(16) 衛生管理等		
※内閣府令の名称を引用する「引用方式」により定める。		
(一時保護施設の概要) 設置場所：福祉総合支援センター（松山市） 定員 16 名 東予子ども・女性支援センター（新居浜市） 定員 10 名 南予子ども・女性支援センター（宇和島市） 定員 10 名 設置根拠：児童福祉法第 12 条の 4 機能：児童福祉法第 33 条の規定に基づき、こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るほか、こどもの心身の状況や置かれている環境その他の状況を把握する。		
施行日	公布日	
【その他参考事項】		

